

令和2年8月19日

8月号

## 愛媛労働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



感染症拡大防止対策を講じたうえで実施しますので、マスクの着用や手洗いの実施、三密にならないようご協力をお願いします。

## 「新型コロナウイルス感染症対策 総合労務出張相談会」のご案内

相談無料

事業者・労働者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により、県内企業においては、休業や解雇など雇用に関する諸課題への対応、テレワークや時差出勤など多様な働き方の導入が必要となってきています。

「働ナビえひめ」では、県内各地方局・支局に労務管理の総合的な相談窓口を設置し、専門のアドバイザー（社会保険労務士）が相談を承ります。

また、愛媛労働局による「雇用調整助成金」に係る出張相談会も同時に開催いたします。

例

- 労務管理全般（働き方改革）に関すること
- 多様な働き方（テレワーク、時差出勤、交代制勤務等）の導入
- 各種助成金「働き方改革推進支援助成金（テレワーク、残業削減）」
- 愛媛県テレワーク導入推進支援事業費補助金の申請

相談内容

愛媛労働局

- 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を含む。）に関すること

場所

- 東予地方局 8月17日（月）5階第3会議室  
9月1日（火）、10月6日（火）、11月2日（月）5階第2会議室
- 今治支局 9月18日（金）、10月15日（木）、11月27日（金）3階中会議室
- 中予地方局 8月21日（金）、11月5日（木）6階第1会議室  
9月3日（木）、10月8日（木）3階会議室
- 南予地方局 8月18日（火）、9月15日（火）、10月20日、11月24日（火）7階第1会議室
- 八幡浜支局 9月29日（火）、10月27日（火）、11月30日（月）7階中会議室

時間

13時 ~ 16時

# 新しいえひめ ワークスタイル

感染症等の有事の事業継続や働き方改革のために取り組みませんか？



## テレワーク

※助成金等の活用をサポートします。  
情報通信技術 (ICT) を活用し時間や  
場所の制約を受けずに柔軟に働く形態

## 交代制勤務

(変形労働時間制)

出勤の時間帯や月の休日  
取得日を決めて働く制度

## 時差出勤

「決められた範囲の中で  
出退勤時間を選べる」働き方

## フレックスタイム制

労働者自身が日々の労働時間  
の長さ、労働時間の配置 (始業  
及び終業の時刻) を決定する  
ことができる制度



## 副業を可能とするルール整備

社内規則を見直し、副業を可能にするルールの整備

## 導入に関する ご相談

.....  
専門家 (社会保険労務士・  
中小企業診断士) が無料で  
ご相談に応じます。  
.....

お問い合わせ・お申込みは…

はた  
愛媛県働き方改革包括支援プラザ (働ナビえひめ)

TEL: 089-915-3260 / FAX: 089-947-4251

業務時間 / 9:00~17:00 (※土日祝日、12月29日~1月3日を除きます)

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7 別館1F

E-mail / m-sp3@csc-ehime.jp

愛媛県事業委託先: 一般社団法人 愛媛県法人会連合会

## <アクセスMAP>



はた  
働ナビえひめ

【お願い】駐車場 (有料) もございますが、  
できる限り公共交通機関をご利用ください。

## 第18回えひめアビリンピックの開催結果について

去る7月11日（土）に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター愛媛において、同機構愛媛支部と愛媛県の共催により、「第18回えひめアビリンピック」が開催され、選手たちが7つの競技種目で日頃培った技能を競い合いました。競技の結果は、次のとおりです。受賞者の皆さん、おめでとうございます！

### 【金賞（愛媛県知事賞）】

競技種目	選手名
ワープロ競技	山内 奨悟
表計算競技	花山 星太
ビルクリーニング競技	樫山 飛鳥
喫茶サービス競技	重川 翔太
製品パッキング競技	海田 まゆ
オフィスアシスタント競技	井門 明日香
パソコンデータ入力競技	井門 仁哉



### 【銀賞】

競技種目	選手名
ワープロ競技	吉岡 将輝
表計算競技	亀井 始実
ビルクリーニング競技	花山 博信
喫茶サービス競技	川口 隼斗
製品パッキング競技	竹田 薫
オフィスアシスタント競技	岩本 亜沙美
パソコンデータ入力競技	森田 博一郎

### 【銅賞】

競技種目	選手名
ワープロ競技	—
表計算競技	吉田 知弘
ビルクリーニング競技	川井 貴輝
喫茶サービス競技	中矢 三喜
製品パッキング競技	岡本 久子
オフィスアシスタント競技	岡田 浩嗣
パソコンデータ入力競技	大堀 竜哉

労働委員会の窓 (7月分)

1 会議関係

- 7月10日 第1295回公益委員会議  
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の審査経過について」など3件
- 7月31日 第1182回労働委員会総会  
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第9回・第5回及び第10回・第6回調査結果概要について」など10件

2 集团的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労組法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業, 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	複合サービ ス業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
7月	21	35
累計(4月~)	71	119

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

相談・あっせん **無料**

解雇、賃金切下げ、パワハラなど職場のトラブルで困っていませんか？

労働委員会は、労働相談&あっせん等を行っている公正・中立の行政機関です。労働問題の専門家である経験豊富な労働委員会委員が話し合いによる円満解決をサポートします。

愛媛県労働委員会

電話 089-912-2996 (直通)

[月~金(祝日・年末年始を除く。)] 8:30~17:15

◇労働委員会ホームページアドレス (URL) <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

# 令和2年度「業務改善助成金」のご案内 愛媛県版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
**設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）**  
 などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省

検索

※申請期限：令和3年1月29日

## 概要

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と愛媛県の地域別最低賃金790円との差額が30円以内【820円以下の事業場】 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

## 申請・お問い合わせ先

### ◆ 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階 TEL 089-935-5222

◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

◆ 詳細は厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/index.html>をご覧ください。

◆ 助成金の活用については「愛媛働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5-7別館1階 フリーダイヤル 0120-005-262



令和元年度 個別労働紛争解決制度の運用状況  
～「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数がトップ～

愛媛労働局では、令和元年度の個別労働紛争解決制度の運用状況をとりとめました。

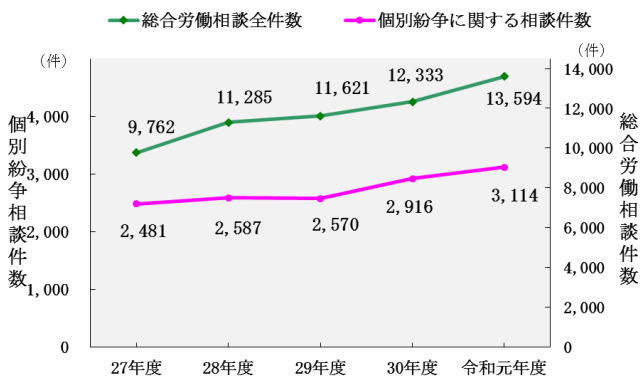
個別労働紛争解決制度には、次の3つの制度がありますので、これらの制度の運用状況をご紹介します。

1 総合労働相談

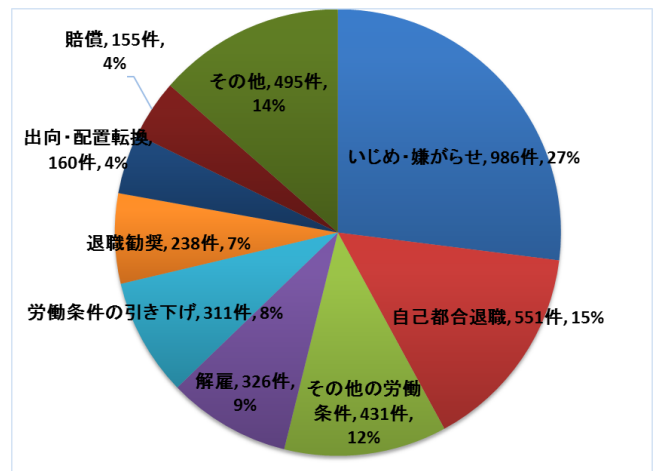
一つ目の制度は、「総合労働相談」です。愛媛労働局及び各労働基準監督署の総合労働相談コーナーで、あらゆる労働相談を受け、解決に向けたアドバイスをしています。

令和元年度は、13,594件の相談が寄せられ、前年度（12,333件）に比べ10.2%増加しました。そのうち3,114件については、民事上の個別労働紛争に係る相談（労働関係法令違反を伴わないもの）で、前年度（2,916件）に比べ6.8%増加しました。民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが、986件と最も多く、相談内容全体の27.0%を占めています。

【図1】総合労働相談件数・個別労働紛争に係る相談件数の推移



【図2】個別労働紛争に係る相談内容



2 助言・指導

二つ目の制度は、「労働局長の助言・指導」です。労働局が問題点や解決の方向性などについて必要な助言・指導をする制度です。令和元年度の申出受理は96件で、前年度と同数でした。事案の内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが24件（前年度と同数）であり、全体の25.0%を占めています。

3 あっせん

三つ目の制度は、「紛争調整委員会によるあっせん」です。労働局が委任した労働問題の専門家が解決に向けたあっせんを実施し、互譲による和解を導く制度です。令和元年度のあっせん申請受理は24件で、前年度より15件減少しました。事案の内容は、「いじめ、嫌がらせ」に関するものが10件で、全体の41.7%を占めています。

◆◆労使間のトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへ◆◆

これらの制度は、いずれも労働者、使用者双方が無料で利用できる制度です。お気軽にお近くの総合労働相談コーナーにご相談下さい。

総合労働相談コーナー一覧

名称	所在地	電話番号
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	089-935-5208
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	089-927-5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	0897-37-0153
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	0898-32-4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	0894-22-1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	0895-22-4655

愛媛労働局雇用環境・均等室

# 労働者派遣契約の 安易な中途解除はしないでください

労働者派遣契約が解除されることなどに伴い、派遣労働者の雇用にも多大な影響を与えることとなります。派遣労働者の雇用の安定を図るためにも、労働者派遣契約の安易な中途解除は行わないようにお願いします。

また、派遣先の都合により、やむを得ず労働者派遣契約を中途解除する場合、労働者派遣法第29条の2に基づく労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置や、派遣先の講ずべき措置に関する指針に基づき、適切に対応することが必要です。

## 1 労働者派遣契約の解除の事前申し入れ

- 派遣先は、派遣元事業主の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に解除の申し入れを行うことが必要です。

## 2 派遣先における就業機会の確保

- 派遣先は、派遣先の関連会社での就業をあっせんするなどにより、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることが必要です。

## 3 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

- ① 派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除によって派遣元事業主に生じた損害の賠償を行うことが必要です。
- ② その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることが必要です。
- ③ 派遣先は、派遣元事業主から請求があったときは、中途解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることが必要です。

### 【お問い合わせ】

厚生労働省 愛媛労働局 需給調整事業室  
Tel 089(943)5833

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html)

**公正な採用選考についてのお願い**

愛媛労働局 職業安定部

★ 令和3年3月新規学校卒業予定者の採用選考が次のとおり開始されます。

	中 学 校	高 等 学 校	大学・短大・高専等
推 薦 開 始	1月1日以降	10月5日以降(文書到達主義)	
採用選考開始	1月1日以降	10月16日以降	6月1日以降
採用内定開始	1月1日以降	10月16日以降	10月1日以降

★ 次の事項について質問や作文を課すこと等は、就職差別につながるおそれがあります。  
応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行ってください。

1 就職差別につながるおそれのある項目及び理由

戸籍謄(抄)本の提出	本籍・出生地を把握することとなり、就職差別につながるおそれがあります。
社用紙の使用 身元(家庭)調査 家族の職業、続柄、健康 家族の地位、学歴、収入 家族の資産 住居状況(部屋数、間取り)	採用選考は応募者の職務能力を基本に行われるべきであり、家庭環境や家族の職業、資産の有無などは採用選考に際しては不要であり、プライバシーを侵害するおそれがあります。
宗教 支持政党 生活信条	これらは憲法で保障された「信教」、「思想及び良心」、「信条」の自由等を侵害するおそれがあります。
尊敬する人物	尊敬する人物を通して、生活信条や思想を調査することになります。
思想	憲法で保障された思想及び良心の自由を侵害するおそれがあります。
本籍、生まれ育った場所、 自宅までの道順	出生地や育った所は、本人の責任に帰さないことです。通勤経路としての自宅までの道順は、入社後必要に応じて把握すれば足りることです。
生活環境に関する作文 (生い立ち、私の家庭、 父・母を語るなど)	作文を通じて上記の項目を把握することになり、それに基づいて人物を評価しようとする考え方に結びつくおそれがあります。

2 採用選考時の健康診断の検査項目

検査項目は職務を遂行するための適性と能力を判断するために行うものであり、基本的には本人の入社後に実施していただくものです。

従って、採用選考時における必要限度を超えた検査、特に血液検査及び尿検査等は本人の適性と能力を判断するうえで関係のない事項ですので、御留意願います。